

とおだぐんこごたちょう どうぐんなんごうちょう
宮城県遠田郡小牛田町・同郡南郷町の合併

【新町の概要】

1 **新町名**
美里町

2 **合併の方式**

遠田郡小牛田町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

3 **廃置分合予定日**

平成18年1月1日

4 **新市の人口、面積**

市町村名	住基人口(人) (H16.4.1)	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15 国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
小牛田町	20,087	20,245	35.54	569.64
南郷町	7,049	7,150	39.52	180.92
美里町	27,136	27,395	75.06	364.97

5 **合併の特徴**

(1) 事務所の位置

新町の事務所の位置は、小牛田町北浦字駒米13番地(現在の小牛田町役場)とし、現在の南郷町役場は「南郷庁舎」とする。

新町の事務所の設置方式については、本庁及び総合支所方式とする。

(2) 議会議員の取り扱い

地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、16人とする。ただし、新町の設置後最初に行われる選挙に限り、議会議員の定数は18人とする。

新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、小牛田町の区域12人、南郷町の区域6人とする。

(3) 農業委員会の取り扱い

2町の農業委員会は、平成18年4月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新町の農業委員会として存続する。

新町においては、1つの農業委員会を置き、新町の農業委員会の選挙による委員の定数は15人とする。

選挙による委員の選挙区については、当分の間、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、小牛田町の区域8人、南郷町の区域7人とする。

新町の農業委員会の選任による委員は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から推薦された者各1人、議会が推薦する委員は2人とする。

なお、議会が推薦する委員は選挙区ごとに1人とする。

(4) 地方税の取り扱い

地方税について、2町で差異がないものは、現行のまま新町に引き継ぐことを基本とする。なお、差異を調整した項目および差異がない項目のうち新たに調整した項目は以下のとおり。

2町で差異のある項目

都市計画税については、小牛田町の都市計画区域は、現行のとおりとする(南

郷町には都市計画区域が設定されていないため)

納期については、

- ・ 個人町民税については、6月、8月、10月、1月。
- ・ 固定資産税については、5月、7月、9月、11月。
- ・ 軽自動車税については、5月末日。
- ・ 国民健康保険税については、4月、6月、8月、10月、12月、2月の末日(12月は25日)。

町税および国民保険税の減免は、小牛田町の例による。

2町で差異がないが新たに調整した項目

国民健康保険税の税率については、応能、応益割合5：5を基本とし、所得割、均等割、平均割の3方式とする。

(5) 地域審議会

地域審議会については設置しないこととする。

なお、新町民の町政への参画については、各種委員会への参画(従来方式のほかに新町民一体の視点から「仮称まちづくり会議」を設置する)など公聴広報の一層の充実を通して住民参画のまちづくりと新町の一体化を実現する。

6 合併の経緯

H15. 6. 26	小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会の設置
H16. 6. 24	涌谷町から協議会休止申し入れ
H16. 7. 30	法定協議会において休止を確認
H16. 9. 29	法定協議会の再開(涌谷町復帰)
H16.12. 12	涌谷町住民投票において「合併反対」が多数
H16.12. 15	涌谷町議会で法定協議会離脱を決議
H16.12. 17	涌谷町からの離脱申し入れを受けて法定協議会の解散を確認
H16.12. 20	小牛田町・南郷町市町村合併事務研究会の設置
H17. 2. 4	小牛田町・南郷町合併協議会の設置
H17. 2. 8	第1回合併協議会において、合併の方式について「新設合併」とすることを確認
H17. 2. 11	第2回合併協議会において、合併期日について「平成18年1月1日」とすることを確認
H17. 3. 5	第5回合併協議会において、新市の名称を「美里町」とすること、事務所の位置を「現在の小牛田庁舎」とすること、議会議員・農業委員の任期及び定数の取扱い等について確認また、建設計画についても協議を終え、県本協議を行う旨確認し、全協定項目について最終協議
H17. 3.12	県協議の「異議のない」回答について報告し、全協定内容を最終確認
H17. 3.19	合併協定調印式
H17. 3.25	2町議会において合併関連議案を可決
H17. 3. 28	宮城県知事へ廃置分合申請書を提出

7 議員の定数について

議 員 定 数	
現在の各町ごとの定数	小牛田町 18人 南郷町 16人
新町の条例定数 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町の区域ごとに選挙区を設ける	小牛田町 12人 南郷町 6人 計 18人